

## 国民年金 (保険年金課 国民年金担当 227-6072)

### ■国民年金の加入者

- ① 第1号被保険者……日本に住所のある20歳以上60歳未満の人で、下記の②、③に当てはまらない人
- ② 第2号被保険者……厚生年金や共済組合の加入者
- ③ 第3号被保険者……厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者

### ■国民年金の保険料

平成24年度の保険料は、1カ月14,980円です。納付書で、金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）、コンビニの窓口で毎月納めるほか、口座振替で納付する方法もあります。一定期間分まとめて前払い（前納）すると保険料が割引になります。また、月額400円の付加保険料を納めるとより多くの年金を受け取ることができます。そのほか、納付の全額免除制度または一部免除制度、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度などの免除制度もあります。詳しくは問い合わせください。

### ■国民年金の種類

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などがあります。受給条件や申請の際に必要なものについては、問い合わせください。

### ■受給者になったら

年金は申請しなければ受給できません。資格取得後は、なるべく早く申請してください。



### ■国民年金に関する届出

こんなときには届け出を	必要なもの
20歳になったとき (厚生年金、共済組合の加入者と被扶養配偶者は除く)	印鑑 ※学生納付特別制度を申請する場合は、学生証または学生証の写し、もしくは在学証明書（原本提出）
厚生年金、共済組合の加入をやめたとき (扶養している配偶者がいる人は併せて届け出を)	印鑑 年金手帳 離職票、離職証明書など
配偶者の扶養からはずれたとき (離婚したときや収入が増えたとき)	印鑑 年金手帳 扶養からはずれた年月日の分かる書類
住所、氏名が変わったとき (住民票の届け出と同時にできます)	印鑑 年金手帳
任意加入するとき、任意加入をやめるとき (60歳以上70歳未満の加入者など)	印鑑 年金手帳など

※すでに年金を受給している人は、別に届け出が必要。届け出には年金証書を持参してください

